一般乗合旅客自動車運送事業に関し、道路運送法施行規則第15条の12第1項第2 号及び同規則第15条の14第1項第1号による「地方運輸局長が指定する区域ごとに 定める時間帯」について、下記のとおり指定したので公示する。

平成13年12月25日

東北運輸局長 島田知明

記

| 指定の範囲 | | | 東北運輸局管内各運輸支局の管轄区域 | | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------------------|------|------|------|--------|-----|--------|------|--------|------|
| 平日・土・日祝日別 | | | | | | | | | | | | |
| 平 | | 日 | 6時台 | | 9 時台 | | 1 2 時台 | | 1 6 時台 | | 2 0 時台 | |
| | | | ~ | 8 時台 | ~ 1 | 1 時台 | ~ 1 | 5時台 | ~ 1 | 9 時台 | ~ 2 | 3 時台 |
| ± | 曜 | 日 | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 |
| 日 | 祝 | 日 | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 |

附 則

1. この公示は、平成14年2月1日以降に処分するものから適用する。

附 則(平成18年9月19日公示71号)

1. この公示は、平成18年10月1日以降に届出するものから適用する。